

ドイツの映画保存⑤

ドイツ連邦資料館フィルムアルヒーフ

入江 良郎

Yoshiro Irie

連載：
フィルム・アーカイブ
の諸問題
第43回

(承前)

ドイツにおける国家と映画保存

ドイツにおける映画保存を考えるうえで、忘れてはならないのが国立機関の動向であるが、1990年の国家統合とともに、東西二つの国立フィルム・アーカイブが統合され、文字通り世界最大級のフィルム・コレクションが誕生したことは、いまだ記憶に新しい。もともとそれ以前は、我が国でドイツの映画保存機関といえば旧東ドイツ側のシュタートリッヘス・フィルムアルヒーフ (Staatliches Filmarchiv der Deutschen Demokratischen Republik、以下東独国立フィルムアルヒーフ) を指す傾向が強く、その反面、旧西ドイツ側の映画保存や、とりわけブンデスアルヒーフ＝フィルムアルヒーフ (Bundesarchiv — Filmarchiv、以下、連邦資料館フィルムアルヒーフ) の活動がとくに見過ごされがちであった観は否めない。

周知の通り、ドイツはいち早く本格的な映画保存に取り組んだ国家の一つであり、ナチスによる文化政策を背景として1935年に設立されたライヒスフィルムアルヒーフ (Reichsfilmarchiv、以下、帝国フィルムアルヒーフ) は、シネマテーク・フランセーズ (仏)、NFA (現NFTVA、英)、MOMA (米)、全ソ映画学校フィルム・ライブラリー (旧ソ) と並び、1938年のFIAF創立メンバーにその名を連ねたアーカイブである。しかし、敗戦とともにそのコレクションはソビエトによって接収されたため、後にこれらを継承したのは東ドイツであり、1955年に発足した東独国立フィルムアルヒーフは、同時にFIAFへの「復帰」を果たすと、戦後の映画保存運動に国際的な影響力を及ぼすことになる。例えば、日本では失われていた「土」(内田吐夢監督、1939年)の海外輸出版がここで見つかり1968年に里帰りを果たしたことは、我が国初期の映画保存運

動に《公的な映画保存の意義》とその《世界的な水準》を知らしめる出来事であった。そしてとりわけ、1967年に完成したフィルム保存施設は技術の粋を集めた最新の設備で世界の注目を集め、その後のフィルムセンター保存庫設置計画に与えた影響も少なくない。

これに対し、戦前の映画コレクションを「失う」こととなった西ドイツでは、国内に散らばる映画フィルムを一から収集し直すことを強いられたものの、新たな連邦制を背景に州や市を主体とするユニークな専門機関が各地で発達を遂げていくことは既に見てきた通りである。一方、連邦資料館 (1952年設立) によるフィルムの収集も1955年には開始されていたが、これは《本来の》収集対象であったペーパー・マテリアル (公文書) の多くが戦勝国によって持ち去られていたため、「新たなヒストリカル・ソース」としてのニューズリールやドキュメンタリー・フィルムの収集を図ったものであり、東側の国立アーカイブとはそもそもの動機を異にしていた。長篇劇映画への取り組みが本格化するのも、1979年に始まるドイツ映画研究所 (DIF)、ドイツ・キネマテークとのグルーピング (現在の全独キネマテーク連盟の原型) で交わされた規約に基づいてのことであり、以来、連邦資料館フィルムアルヒーフは引き続き多くの業務を他の国内同種機関に委ねつつ、全独キネマテーク連盟を代表する筆頭アーカイブとして守備範

囲の充実に努めることになる (FIAFへの参加は1973年、現資格はフルメンバー)。

このように東西二つのアーカイブは、同じ国家機関とはいえ、発生の経緯も異なれば、組織の形態、ポリシーなどにも対照的な部分が少なくなかった。——独立した専門機関である東側と連邦資料館という上部組織を持つ西側。レトロスペクティブの開催からコレクションの巡回まで幅広い公開事業を展開する東側と上映スペースや展示スペースのような公開施設を持たない西側。関係資料 (ノンフィルム・マテリアル) の収集にも力を入れる東側とフィルムのみを収集の対象とする西側。法定納付制度を持つ東側と寄贈や寄託を頼みの綱とする西側、外国映画の収集にも積極的な東側と自国映画の保存を本分とする西側。——こうして見ると、自己完結型でオールマイティな前者の機構が《ナショナル・アーカイブ》の一つの理想を体現していたのは確かであり、羨望の眼差しを一手に集めてきたことも頷ける¹。

《統一アーカイブ》の現状

それでは、統一から10年を経た現在、ドイツ映画保存の《中枢》はいかなる様相を呈しているのだろうか。以下にその概要をたどってみよう。

かつて東独国立フィルムアルヒーフの本部は旧東ベルリンのミッテ区に、また連邦資料館



ベルリン＝ヴィルマースドルフ:ドイツ連邦資料館フィルムアルヒーフ本部 (中央税関と同居)



コブレンツ：
[左上]ドイツ連邦資料館本部
[左下]ドイツ連邦資料館本部内カラー・フィルム保存庫



オーバーザイン：
[右上]可燃性フィルム保存施設
[右下]可燃性フィルム保存庫内部

フィルムアルヒーフはここから南西へ700km離れたラインラント・プファルツ州、コブレンツの連邦資料館本部内に置かれていたが、統一とともに新たな本部がベルリンのヴィルマースドルフ区に設置され、ベルリン郊外のヴィルヘルムスハーゲンにある旧東側の保存施設、そしてコブレンツおよびヘッセン州西部、オーバーザインに残された旧西側の保存施設を統括して今日に至っている。

元来、東西アーカイヴの組織規模には、それぞれの業務範囲の違いに比例するように、東側の180名に対し西側では60名と大きな格差が見られた(ただし東側の統計は事務系職員を含み、西側は含まない)。しかし東西国家机关の統合とは実際には西側機関による東側機関の吸収であったため、連邦資料館はその後も原則として業務範囲の拡張には傾いていない(このため二つのアーカイヴの統合を、単純に「小さなアーカイヴが自分よりも大きなアーカイヴを飲み込んでしまった」と表現する者もい

るほどである)²。現在の定員数は125名で(事務系職員は含まない)、西側からの職員30%と東側からの職員64%、統合後の新雇用6%で構成されている。統合時から比べると緩やかにスリム化の傾向をたどっているが、これは解雇によるものではなく、主として定年退職後の補充を行なわなかったことによる。職務分担は表1の通りである。

これに対し、統合時におけるフィルムの所蔵量を見ると、旧東側のコレクションが64,000タイトルという驚異的な数字を示しているのはもちろんのこと、意外にも旧西側のコレクションがこれとほぼ同じレベルの60,000タイトルに達していたことに驚かされる(ただし前者では外国映画を含め、後者では含めていない)。このことは、あらかじめ他の国内同種機関との業務分担を前提としつつ、極力コンパクトな体制で成果を上げてきた連邦資料館のスタイルを示すものであり、また一方では、一般に州や市が文化政策のイニシアティブを握るドイツで、連邦

政府がそれらの自主性を損ねることなく、国家の映画保存の底上げに貢献してきたことを物語っている。

統一後のコレクションは、現在では148,000タイトル(内ドキュメンタリー127,000、フィクション21,000)という途方もない数に上っているが、旧東側の法定納付制度は既に消滅したため、連邦資料館の映画収集は従来通り寄贈と寄託を主としている。これとは別に、連邦資料館には政府の援助を受けて製作された映画に対しプリント1本の寄託を受けるシステムも設けられているが(この場合、連邦資料館側には独自予算で寄託プリントの複製を行なう権限があり、寄託が解除された場合でもファイン・グレインは引き上げの対象とならない)、これも強い拘束力を持つものではなく、協力的なプロダクションはフィクション系で10%以下、ドキュメンタリー系でも18%にとどまるという、映画業界への地道なアピールは、引き続き連邦資料館の重要な業務となっている。

連邦資料館の公開業務は、編集台を使った上映プリントの閲覧や外部への貸し出し、フッテージの提供を中心に行っている³。主な利用者は映画やTV番組の制作者、大学、そして他の国内外のアーカイヴやコミュニアル映画館であるが、フィルム・コレクション中25%以上のタイトルに対しユーザー・プリントが確立されており、規定上は個人にもアクセスの権利が認められているほか、著作権をクリアすれば商業上映に対してもプリントの貸し出しが行なわれる。

表1

ディレクター：1名

FA1：内外関連機関との渉外(全独キネマテーク連盟や欧州シネマテーク連合[ACE]、FIAFへの窓口業務を含む)および図書や関連資料、ドイツのフィルモグラフィや内部文書も含めた情報の管理を担当……15名

FA2：アクセス部門(フィルム・コレクションのみを対象)……10名

FA3：ドキュメンタリー部門(収集、カタログング、評価を担当)……10名

FA4：フィクション部門(収集、カタログング、評価を担当)……6名

FA5：保存部門(保存、復元を担当し、現像、焼付から温湿度のコントロール、機材の維持管理までを担当)……83名

また、連邦資料館は統合後も映画関係資料の収集を業務としていないが、例外的に22,650点のポスター、456,000点の写真などが所蔵されている。これらは主に東独国立フィルムアルヒーフから移管されたものであり、同様に、ドイツ映画史の発祥に関わるマックス・スクラダノフスキーやオスカー・メスターのエステイト、旧東ドイツDEFA関連資料などが連邦資料館に移管されているが、エステイトはフィルムアルヒーフではなく、パーソナル・ペーパー部門の管理下に置かれている。尚、フィルムアルヒーフにはコンスタントな収集予算を持つ専門図書室が設けられており、約30,000点の書籍を所蔵しているが、これは内部利用のためのもので、外部への公開は行なっていない。写真やスクリプト、プレス資料、クリッピングといった資料は、これとは別の窓口で閲覧申請を受け付けており、ジャーナリストや映画製作者、研究者の利用に供されている。アクセスに関する料金体系は表2の通り(ただし著作権料と複製に関わる実費は含まない)⁴。

ところで、旧来我が国ではドイツにおける映画保存のイメージを専ら旧東独側が代表する傾向にあったことは冒頭で触れた通りで、その徹底した文化財保護と科学主義の思想は半ば伝説化した観があるが、それでも日本人による本格的な視察が行なわれてから既に30年が経過しているため、ここで従来からの情報に若干の訂正と補足を加えておきたい。

例えば、旧帝国フィルムアルヒーフのコレクションが戦後の混乱期にソビエトの手厚い保護で散逸を免れたのみならず、新生国家東ドイツへ完全な形で譲渡されたという有名なエピソードには、当時の社会主義国家観が反

映しているためか過度に美化されている部分がある⁵。実のところ、いまなおロシアに5,500本のドイツ映画が残留していることは、ゴスフィルムフォンド側の公表によっても明らかとなっており、古典的なドイツ映画の復元作業がしばしばゴスフィルムフォンドのコレクションをベースに行なわれてきたのもそのためであるが、いずれにせよ、全面的なリパリエーション(映画の原産国への返還)への取り組みは統一アーカイヴへと持ち越されたかたちとなっている。

また、今回の視察で最も大きなショックを受けたことの一つは、かつて世界最高の技術水準を誇ったヴィルヘルムスハーゲンのフィルム保存施設が30年の歳月を隔てた今、深刻な老朽化に直面しているという現実であった。市街地から離れ樹木に囲まれた立地条件や半地下式の建築構造、そしてナイトレートフィルム(可燃性フィルム)の取り扱いに関わるあらゆる場面を想定した専用保存庫の設計など、いまなおアーカイヴの目玉と呼ぶにふさわしい同保存施設の詳細については『世界のフィルム・ライブラリー 1972年』を参照いただきたい。しかし、末期東ドイツにおける経済危機の影響は建物の基礎的な維持管理にまで及んでいたようであり、天井の細かいひび割れからの浸水や機器の故障により保存庫内湿度のコントロールにも支障が生じるなど、本来の施設の機能を維持することができなかったというのが実態のようである(現在、温湿度レベルは当初の4℃から12℃[ナイトレート及び白黒セイフティ]、-5℃、20% RHから6℃±2℃、50% RH[カラー]に引き上げられている)。そして、これに追い討ちをかけたのが、可燃性フィルム用保存

庫内に使われていたアスベストの問題で、これらは本来、フィルム保管の最小区画となるロッカー同士の熱伝導を防ぐことを狙ったものであったが、高い湿度で膨張したアスベストが、フィルムの自然発火を想定したせつかくの仕掛け(ガス圧が4〜6キロを超えるとロッカーの扉が自動的に開く)の作動を妨げ始めたばかりか、人体にも害を及ぼす恐れがあるため、作業者は入室時にマスクの着用を義務付けられている。

東西のコレクションはこの10年間に大きな配置換えを経験していないものの、現在では比較的新しいコブレンツの保存庫が最終保存用アイテムの保管場所に指定されているため、ヴィルヘルムスハーゲンの保存施設は事実上「評価待ち」の膨大なストックの保管にまわりつつあるのが実情である。

誤解のないように付け加えておけば、かつて旧東独の映画保存が世界のアーカイヴ運動をリードし、常に一步先を行くモデルを提示し続けていたのは揺るぎない事実であり(例えばカラー・フィルムに対する-6℃という温度レベル一つをとっても、もともとは東側が最初に採用したものである[ただし資料により-5℃])、またリパリエーションの問題も、決してドイツまたはロシアに固有の問題ではない(ドイツにとって、同様の協議事項は他の戦勝国であるイギリスやアメリカとの間にもまだ継続中であり、あるいは同じ敗戦国である日本が、やはり1960年代後半にアメリカからの返還を経験し、現在はロシアからの返還プロジェクトを進めていることは周知の通りである)。そして言うまでもなく、連邦資料館とゴスフィルムフォンドを含む当事国のアーカイヴは極めて良好な関係を築き上げている。あえて言えば、リパリエーションの問題もまた、現代のフィルム・アーカイヴが抱える「諸問題」の一つに過ぎないのである。

《ナショナル・アーカイヴ》の諸問題

例えば、別々のメソッドで管理されてきた二つのコレクションを統合する作業は、情報と物理の両面で、具体的なアーカイヴ・ワークのあらゆる水準に関わるプラクティカルな問題である(前記のコレクション数の統計も、あくまでペーパー上のものであることを忘れてはならない)。その一方では、大型で歴史のあるアーカイヴが何事にも先端を行くものとは限らず、かえって古いシステムの更新に手間取ることも珍しくはない。連邦資料館の場合には、コンピュータ・データベースの導入が統合後のことであったため、2種のデータのコンバートは免れたものの、データの遡及と登録はいまも綿々と続けられていて、訪問時には次期データベースの導入に向けて準備が進められているところ

【文書による案内、またはアーカイヴの調査】

- ・(職員の拘束時間)30分毎に30マルク≒1,697円

【ペーパーマテリアルの閲覧】

- ・1日55マルク≒3,111円

【印刷物・電子記憶媒体による出版への図版提供】

- ・3,000冊まで:30マルク≒1,697円
- ・5,000冊まで:50マルク≒2,829円
- ・25,000冊まで:70マルク≒3,960円

【映画フィルム等の閲覧】

- ・フィルム(編集台)、ビデオあるいは音声テープ:1時間につき30マルク≒1,697円
- ・フィルム(映写):1時間につき40マルク≒2,263円

【映画フィルム等の貸し出し】

- ・白黒:メートル毎に0.08マルク≒4.5円
- ・カラー:メートル毎に0.12マルク≒6.8円
- ・ビデオ素材:1分毎に0.40マルク≒22.6円

【映画フィルムの複製利用】

- ・白黒:4.20マルク≒238円(フィルムロール全体の場合は2.10マルク≒119円)
- ・カラー:6.30マルク≒356円(フィルムロール全体の場合は3.15マルク≒178円)

であった。MAVIS(Merged Audio Visual Information System)と呼ばれる同データベースはもとスクリーンサウンド・オーストラリア(キャンベラ)が開発に当たり、これまでも米国議会図書館映画放送録音物部(ワシントン)、アカデミー・フィルム・アーカイヴ(ロサンゼルス)、ノルウェー国立図書館音響映像アーカイヴ(モ・イ・ラナ)、ノルウェー・フィルムインスティテュート(オスロ)に導入実績を持つ「優れたもの」であり、こうした安定路線も連邦資料館らしい⁶⁾。

さて、連邦資料館の定員中最大多数を占めるのは保存と復元に従事する83名のテクニカル・スタッフであるが、既に述べたように、作業の現場となるコブレンツ(30名)とヴィルヘルムスハーゲン(43名)は700km以上の距離に隔てられている。ちなみに連邦資料館では、ベルリンの北東、ホッペガルテン(ブランデンブルク州)に新たなフィルム保存施設の建設を計画しており、早ければ本年にも着工の予定であるが、当面の目標はヴィルヘルムスハーゲンとオーバーザインの可燃性フィルムを一つにまとめることに置かれており、全コレクションの一元化にはさらなる時間が必要となりそうである。ここで改めて連邦資料館フィルムアルヒーフに所属する各施設の概要を見ると、表3の通りとなっている。

焼付や現像の設備までを整えたインフラはここドイツでもナショナル・アーカイヴならではのものである。連邦資料館による近年の復元事業としては、1995年に初めてデジタル・プロセスを取り入れたスクラダノフスキー兄弟による“ヴィンターガルテン・プログラム”の復元(9タイトル全てを合わせても25m程度[1タイトルあたり160フレーム]で、70%のオリジナル・ポジ、4本のオリジナル・ネガが現存しているという)や、前号でも触れた「メトロポリス」の復元(同復元では、帝国フィルムアルヒーフ時代から伝わるオリジナル・ネガの一つが素材に加えられ、注目を集めた)などを挙げることができる。これらはいわば「終わりのないプロジェクト」で、現在もそれぞれの新バージョンに向けて作業が進行中である。しかし、連邦資料館における復元業務の大部分を占めるのは、むしろ可燃性フィルムの不燃化のような極めてベーシックな作業であり、同一タイトルに対するコレクションの重複チェックとコンディションの比較、最良の原版の判定(あるいは複数の原版を素材とする最良版の作成)といった作業がどこまでもコンスタントに繰り返されていて、一口に映画の復元といっても、例えばミュンヘン映画博物館におけるその祝祭的な華々しさとは著しく趣を異にしている。

さらに、その不燃化の過程で避けて通れな

いのが、前号でも触れた可燃性フィルムの取り扱いに関する問題であり、連邦資料館が不燃化作業後の可燃性オリジナル・ストックの破棄を容認する立場をとってきたことは、しばしば国の内外で議論を呼んできたところである。この問題については、世界の先進アーカイヴの中でも対応が二つに分かれていることは周知の通りであり、アメリカの議会図書館やMOMAなどはナイトレート・フィルム保護の立場を代表する例であるが、もちろん、可燃性フィルムの保管に最後まで付きまとうリスクは決して軽視されるべきではないし、連邦資料館にとって、増大の一途をたどるコレクションの維持が以前にもまして大きな負担となり始めていることも確かである。ただし正確には、全ての可燃性素材が破棄の運命をたどるわけではなく、複製により素材の特性が大きく損なわれるコレクション(例えばステンシル・カラーなどの特殊カラー・システム)、1920年以前のフィルムの全て、そして全てのオリジナル・ネガが永久保存の

表3

【ベルリン=ヴィルマースドルフ】

ベルリンの統一アーカイヴ本部にはFA1からFA4までの部署が集まり、外部からのアクセス業務の窓口にもなっている。ここにはフィルムアルヒーフが管理する関係資料(ポスターはボジのみを管理)とユーザー・プリントが保管されている。本部の設置場所が暫定的であることもあり、消耗品であるユーザー・プリントに対しては夏季の生活冷房を除き、特別な設備は行なっていない。

【ベルリン=ヴィルヘルムスハーゲン】

東ドイツ国立フィルムアルヒーフが建設したフィルム保存施設で、20haの敷地に以下の施設が集まっている。

- ・可燃性フィルム用保存庫(半地下式1フロア)=2棟。1棟に175,000ロールを収容。各棟は20部屋、さらに各部屋は10～11ロールを収容する88のロッカーに分かれている(1部屋に946ロールを収容)。温湿度の設定は12℃、60%RHに設定されている。
- ・不燃性フィルム(白黒)用保存庫(半地下式)=2棟。各棟は6部屋に分かれ、温湿度は12℃、60%RH。
- ・不燃性フィルム(カラー)用保存庫=1棟(地上1階、地下2階)。1980年に完成。360,000ロールを収容。4部屋から成り、温湿度は6℃±2℃、50%RHに設定されている。また、建物の一角にはポスターのコレクションも保存されている。
- ・本部ビル(地上1階地下2階)。検査室とラボが併設されており、ステッププリント、ウェットゲートプリント、フィルム洗浄、現像、試写の設備も備える。

【コブレンツ】

コブレンツの連邦資料館本部にはステッププリント、ウェットゲートプリント、タイトル撮影などの可能なラボ設備と不燃性フィルム保存庫があり、現在はテクニカル部門のみが常駐している。保存庫は1986年に完成したもので、白黒フィルム用の5部屋(温湿度の設定はネガ、ボジ共に12℃、30～40%RH)とカラー用の3部屋(温湿度の設定はネガ、ボジ共に-6℃、25%RH)から成る。1部屋の面積は500m²で、約50,000ロールを収容できる。

【オーバーザイン】

連邦資料館によるフィルムの保存はかつてドイチェス・エックの対岸にあるエーレンブライトシュタイン要塞の一角で行なわれていたが、1986年に可燃性フィルムによる火災があり、1チェンバーが被害に遭った。オーバーザインの可燃性フィルム保存施設は1990年に旧米軍ミサイル基地を入手して作られたもので、敷地面積は10ha。有刺鉄線に囲まれ監視塔が点在する広大な土地に2,000ロール容量の SHIPPING・コンテナが14基設置されている。温湿度の設定は9～14℃、50%RHに保たれている。旧東側の保存施設と比べると、コストを最小限に抑えた簡素な設備で、管理人1名のみが常駐している。



ベルリン＝ヴィルヘルムスハーゲン：

[左上]フィルム保存施設正門

[左中]不燃性フィルム(白黒)保存庫外観

[左下]不燃性フィルム(カラー)保存庫外観

[右上]可燃性フィルム保存庫外観

[右下]可燃性フィルム保存庫内部

そしてその一方には、ドイツ国内アーカイヴが業務分担の再編成を進める中、連邦政府の責任もますます明確化しつつあるという現実があり、既に可燃性フィルム(約7,000ロール)を含むオリジナル・ストックの管理を連邦資料館に委託しているドイツ・キネマテークに続き、先ごろドイツ映画研究所(DIF)も全ての可燃性フィルムの寄贈を決定したばかりである。もっとも前者の場合にはコレクションの所有権がドイツ・キネマテークの側に置かれており、連邦資料館と地域アーカイヴが結ぶ関係は様々だが、これによりドイツ国内で独自の可燃性フィルム保存施設を保持するアーカイヴは事実上、連邦資料館フィルムアルヒーフだけとなった。

フィルム・アーカイヴが想定するあらゆる業務を総合的に実現する万能のアーカイヴから、同種機関の活動を背後で支える防波堤としてのアーカイヴへ。ドイツにおける国家的な映画保存の変化を一言で説明すれば、このようになるだろう。その前途は必ずしも平坦とばかりも言えないのは事実だが、法定納付制度やリパトリエーション、可燃性フィルムの破棄といった映画保存の根源的な問題と最もリアルに《向き合う》場所として、常にその動向が注目される。(次号に続く)

註

- 1 旧東独国立フィルムアルヒーフについては『世界のフィルム・ライブラリー』1967年、1970年、1971年、1972年、1982年を参照。
- 2 例外として、東独国立フィルムアルヒーフが組織していたライプツィヒ国際ドキュメンタリー・アニメーション映画祭のレトロスペクティヴが連邦資料館フィルムアルヒーフによって継続されている。
- 3 ただし、限られてはいるものの連邦資料館が一部の公開事業により主体的に参与するケースもあり、ベルリンではアルゼナル、ポツダム映画博物館、バビロン・ミッテ(旧西側のコミュニアル映画館とならび、旧東ドイツ時代からの伝統を持つ非商業映画館)等との協力プログラム、コブレントでは館内試写スペースを使った市との共催事業を定期的に開催している。
- 4 なお、本連載中の通貨は全て訪問時のドイツマルクで統一(日本円への換算は2001年10月31日現在の1マルク=56.57円)。
- 5 「敗戦につづく不安と顔壊と混乱の中で、これらのフィルムの貯蔵も失われてしまったかもしれない。——もしソ連の占領軍当局の適切な措置がなかったとすれば! アメリカ軍や英軍に占領された地帯では、フィルムはみな没収されてそれぞれの本国に持ち去られ、いまだに返還されていないという。ソ連軍はほかの美術品や文化財とおなじく映画を大切に扱った。ことにヒトラーの『国立フィルムアルヒーフ』を接収すると同時にこれを厳重に管理して完全な形でドイツ政府に引き渡した」。岩崎昶「東ドイツのフィルムアルヒーフ」『世界のフィルム・ライブラリー 1967年』。
- 6 なお、これとは別に図書室では独自の専用データベースが確立されている。一方、写真やスクリプト、プレス資料、クリッピングといった関係資料はタイトル別、人名別に同一フォルダにまとめられており、これと対応する簡単なチェック・シート式のカード・カタログが今も使われている。

* 人名・機関名等の片仮名表記、日本語訳については、足立ラube加代氏(フンボルト大学日本文化研究センター)の協力を得た。

fiaf

東京国立近代美術館フィルムセンターは、国際フィルム・アーカイヴ連盟(FIAF)の正会員です。FIAFは文化遺産として、また、歴史資料としての映画フィルムを、破壊・散逸から救済し保存しようとする世界の諸機関を結びつけている国際団体です。

National Film Center (NFC) of The National Museum of Modern Art, Tokyo is a full member of the International Federation of Film Archives (FIAF). The Federation brings together institutions dedicated to the rescue and preservation of films, both as elements of cultural heritage and as historical documents.

東京国立近代美術館ホームページ

<http://www.momat.go.jp/>

お問い合わせハローダイヤル

☎03-5777-8600

「NFCニューズレター」第44号
(2002年8月-9月号/隔月刊)

発行・著作：

独立行政法人 国立美術館/東京国立近代美術館 ©

編集：

東京国立近代美術館フィルムセンター

〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6

☎03(3561)0823

制作：

印象社

発行日：

2002年8月1日

*無断転載を禁じます。

NFC NEWSLETTER

Bimonthly

(Volume VIII No.3 August-September 2002)

Published and Copyrighted by

The National Museum of Modern Art, Tokyo ©

(Independent Administrative Institution National Museum of Art)

Edited by

National Film Center

(The National Museum of Modern Art, Tokyo)

Add.: 3-7-6 Kyobashi, Chuo-ku, Tokyo 104-0031, Japan

Tel.: 03(3561)0823

Designed and Produced by

Insho-sha

Date of Publication:

August 1, 2002

*No part of this publication may be reproduced or reprinted without the approval of the publisher.